

大阪市告示第607号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和6年4月24日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て 支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て 支援施設等の 種類	確認を 辞退する 年月日
雑賀 敬子	雑賀 敬子	大阪市中心区	認可外保育施設	令和6年 3月29日

（こども青少年局幼保施策部幼保企画課）